

教養管理システム運用要領（例規甲）

〔平成30年2月20日〕
兵警教例規甲第11号

教養管理システム運用要領を下記のように定め、平成30年4月1日から実施する。

なお、電子計算組織による教養マスター明細書の作成及び取扱要領の制定について（昭和56年兵警教例規第11号）は、廃止する。

記

1 趣旨

この要領は、教養管理の適正化と合理化を図るため、教養管理システム（兵庫県警察情報管理システムの対象業務の一つであって、職員の教養履歴等を一元的に管理することにより、的確な教養の推進に資することを目的とするシステムをいう。）の運用要領について必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

教養管理システムの運用については、兵庫県警察情報管理システム運用管理要綱（平成13年兵庫県警察本部訓令第21号）、兵庫県警察情報管理システム情報保護管理要領（平成13年兵警情例規甲第30号）、兵庫県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成23年兵庫県警察本部訓令第1号）、兵庫県警察における情報セキュリティに係る管理体制について（平成28年兵警情例規甲第30号）、兵庫県警察情報システムの利用及び管理対象情報の取扱いに係る警察職員の遵守事項について（平成28年兵警情例規甲第31号）及び兵庫県警察情報システムの情報セキュリティ要件について（平成28年兵警情例規甲第32号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

3 対象職員

警察職員（臨時的任用職員、非常勤嘱託員及び他機関からの出向者を除く。）とする。

4 教養管理システムの記録内容

教養管理システムには、次に掲げる内容について記録するものとする。

- (1) 教養履歴に関すること。
- (2) 検定、資格等の取得状況に関すること。
- (3) 担当する事務の指定状況に関すること。
- (4) 術科訓練の実施状況に関すること。
- (5) 県下術科大会の出場履歴に関すること。
- (6) 前記(1)から(5)までに掲げるもののほか、警務部長が教養管理上必要と認めた事項

5 教養管理システムの入力及び閲覧

教養管理システムの入力及び閲覧は、教養管理システムのアクセス権を付与された者において行うものとする。

6 記録内容の管理

- (1) 所属長は、随時、所属の対象職員に自己の教養管理システムの記録内容を確認させるとともに、自ら点検し、当該記録内容の正確を期するものとする。
- (2) 所属長は、記録内容に誤りがあるときは、速やかに当該記録内容を補正するよう措置を講ずるものとする。

7 教養管理システムの活用

所属長は、所属の対象職員の教養実態の把握、教養計画の策定、教養受講者の選定その他教養

管理の基礎資料として教養管理システムを活用するものとする。

8 細目についての委任

教養管理システムに記録する内容、入力、閲覧の要領等の細目については、警務部長が別に定める。